

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		被保険者の資格に係る事実を記載した書面の交付
根拠法令及び条項		国民健康保険法第9条第4項
所管部課係名		いきいき健康部国保年金課保険税賦課係
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	(届出等) 第九条 4 世帯主は、その世帯に属する全て又は一部の被保険者の資格に係る事実の確認のため、厚生労働省令で定めるところにより、当該世帯主が住所を有する市町村に対し、当該事実を記載した書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供を求めることができる。この場合において、当該市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該書面の交付の求めを行った世帯主に対しては当該書面を交付するものとし、当該電磁的方法による提供の求めを行った世帯主に対しては当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供するものとする。
	参考事項	
	設定等年月日	令和7年1月1日設定（令和 年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	1週間程度
	設定等年月日	令和7年1月1日設定（令和 年 月 日最終変更）